

九州大学総合デザイン研究棟Ⅱ細則

令和5年度九大細則第27号

制定：令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学総合デザイン研究棟Ⅱ（以下「建物」という。）における、部局等において管理運用するスペース（以下「部局運用スペース」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部局運用スペース)

第2条 部局運用スペースは、別表のとおりとする。

2 部局運用スペースの管理運営に関する業務は、九州大学大橋キャンパス全学レンタルスペース規程（令和3年度九大規程第60号。以下「規程」という。）第2条に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）が掌理するものとする。

3 部局運用スペースの管理運営にあたり必要な事項の調査審議は、規程第3条に規定する大橋キャンパス全学レンタルスペース管理運営委員会（以下「地区委員会」という。）が行う。

4 部局運用スペースは、地区委員会の議を経て、新たに追加し、又は廃止することができる。

(部局運用スペースの使用資格)

第3条 部局運用スペースを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建物の目的に沿った教育研究活動を行う者
- (2) その他管理責任者が必要と認めた者

(部局運用スペースの使用の許可等)

第4条 部局運用スペースを使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により使用を許可された部局運用スペースの利用者は、当該使用の途中において、許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(部局運用スペースの使用期間)

第5条 部局運用スペースの使用期間は、利用者からの申請に基づき、管理責任者がこれを定める。

2 部局運用スペースの利用者は、前項の規定により使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(禁止する実験等)

第6条 部局運用スペースの利用者は、建物において、規程第7条第1項に各号掲げる実験等を実施することができない。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、同項第4号に

掲げる実験等を除き、この限りでない。

(適正使用)

第7条 部局運用スペースの利用者は、建物の目的に沿って適正に使用しなければならない。

- 2 管理責任者は、部局運用スペースの利用者が、この細則等及び許可条件に違反したとき、又は建物の管理上支障があると認めるときは、当該部局運用スペースの許可を取り消し、又は中止させるとともに、建物から退去を命ずるものとする。

(光熱水料等)

第8条 建物の利用者は、使用を許可された場所において使用した光熱水料を負担しなければならない。

- 2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、中水道（実験水）料、下水道料、ガス料、電話料の費用とする。

(徴収方法)

第9条 建物において、使用した光熱水料及び使用料は、利用者が所属する部局の予算から芸術工学部事務部の予算に移し替えるものとする。

- 2 一度納付された使用料については、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他利用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りではない。

(使用の終了等)

第10条 部局運用スペースの利用者は、使用が終了したとき、又は第7条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、建物から退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を現状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第11条 部局運用スペースの利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第12条 部局運用スペースの管理運営に関する事務は、芸術工学部事務部において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、建物の使用等に関し必要な事項は、地区委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部局運用スペース	
1階	
103	
2階	
201	
202	
3階	
305	